

## 第7章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

浸水被害が発生した場合の被害拡大を防ぐとともに、被害軽減を図るため、都市洪水及び都市浸水想定区域図、洪水ハザードマップの作成及び公表、住民への周知並びに防災教育・広報等のソフト対策を実施し、住民の防災意識向上を図る。

### 第1節 防災情報の事前周知

浸水被害が発生した場合の迅速かつ安全な避難に資するため、浸水想定区域図、洪水ハザードマップ等の防災情報について作成・公表し、周知に努める。

#### [都市洪水想定区域]

河川管理者は、特定都市河川を対象に、都市洪水想定区域図を作成する。

なお、洪水予報河川であり、浸水想定区域図を既に作成している新川については、必要に応じてこれを見直し、都市洪水想定区域図を作成する。

#### [都市浸水想定区域]

下水道管理者・市町・県は共同し、都市浸水の発生を防ぐ目標降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域を早急に指定するとともに、都市浸水想定区域図を公表する。

#### [洪水ハザードマップ]

地方公共団体は、洪水ハザードマップの作成・公表を実施すると共に、既存の洪水ハザードマップについても内水被害を考慮し、速やかに見直し・強化等を図る。

#### [広報及び防災教育]

河川管理者、下水道管理者、地方公共団体は、災害から身を守るため、各種災害の性格とその危険性を知り、災害時にとるべき行動を知識として身につけ、平時における備えを万全とするよう、防災に関する説明・紹介をする多種多様な広報活動等を実施し、防災知識等の普及・啓発に努める。

### 第2節 洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、光ファイバーネットワークや高度情報通信ネットワーク等を活用して防災情報を共有し、洪水被害の未然防止及び軽減を図る。

洪水時に、地方公共団体が発表する避難情報や住民の自主避難の目安となるよう河川管理者は、水防管理者・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水予報河川については洪水予報等を提供し、それ以外の河川については、避難判断水位など必要な情報を提供する。また、流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努める。

都市浸水発生時においても、内水ポンプの運転状況や溢水状況などの「下水道施設」に関連する防災情報の収集・伝達が可能となるように努めていく。